

令和3年3月定例会

令和3年3月15日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

佐 藤 修 二 副議長

出席議員（13名）

1番 丹野貞子議員	2番 東海林信弘議員	3番 齋藤隆議員
4番 木村章一議員	5番 吉田芳美議員	6番 榎正義議員
7番 石垣光洋議員	8番 細矢誓子議員	9番 阿部恭平議員
10番 松田收作議員	12番 佐藤修二議員	13番 漆山光春議員
14番 岡田桂司議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長
竹屋和典 総括主任

齋藤 淳 議事係 長

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長
板坂憲助 教 育 長
後藤 浩 総務課長兼
新庁舎建設課長
矢作 勲 税務町民課長
秋場弘昭 環境防災課長
佐藤晃一 商工観光課長
今部憲治 上下水道課長
石山勝己 教 育 主 幹
兼 指 導 主 事
齋藤順子 学校教育課長補佐
兼学校給食センター所長

河内耕治 副 町 長
真木吉雄 監 査 委 員
宇野 勝 政策推進課長
堀米清也 健康福祉課長
増川 仁 農林振興課長併
農業委員会事務局長
須藤俊一 都市整備課長兼
新庁舎建設課主幹
鈴木淳子 会 計 管 理 者
兼 会 計 課 長
大泉雅志 学校教育課長補佐
兼 管 理 係 長
牧野隆博 生涯学習課長

◎ 議 事 日 程

令和3年3月15日（金） 午前9時開議

議事日程第4号

日程第1 議案の審議、採決

- 議第11号 令和3年度河北町一般会計予算について
- 議第12号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計予算について
- 議第13号 令和3年度河北町西里財産区特別会計予算について
- 議第14号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議第15号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計予算について
- 議第16号 令和3年度河北町介護保険特別会計予算について
- 議第17号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第18号 令和3年度河北町水道事業会計予算について
- 議第19号 組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第21号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に対する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第27号 河北町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 河北町道路線の認定及び廃止について
- 議第34号 天童市道路線の廃止の承諾について

日程第2 請願付託案件の常任委員長報告、採決

日程第3 議員の派遣

日程第4 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可

日程第5 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

- 議第36号 令和2年度河北町一般会計第16回補正予算について

- 議員発議第1号 河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議員発議第2号 河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について
- 議員発議第3号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

議第36号 令和2年度河北町一般会計第16回補正予算について

議員発議第1号 河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員発議第2号 河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について

議員発議第3号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時05分

○漆山光春議長 本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、予算審査特別委員会のため休会となっていました本会議を開きます。

議長から申し上げます。

皆さんのお手元に、去る3月3日、森谷町長から説明がありました提案理由の正誤表がございます。お手数ですが、該当ページの差し替えをお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

議第11号から議第18号までの8議案について、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託しておりましたので、その経過と結果について、予算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

「2番東海林信弘議員」

○2番（東海林信弘議員） おはようございます。予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

予算審査特別委員会は議長を除く全議員で構成されており、審査の過程については省略することに決定しております。よって、結果のみを報告いたします。

議第11号令和3年度河北町一般会計予算について、議第12号令和3年度河北町国民健康保険特別会計予算について、議第13号令和3年度河北町西里財産区特別会計予算について、議第14号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について、議第15号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計予算について、議第16号令和3年度河北町介護保険特別会計予算について、議第17号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について、議第18号令和3年度河北町水道事業会計予算について、以上8議案については原案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

以上、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○漆山光春議長 予算審査特別委員会委員長報告

が終わりました。

予算審査特別委員会委員長の報告では、いずれも原案のとおり決定したという報告であります。

お諮りします。

予算審査特別委員会は議長を除く全議員で構成されていますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

順次採決します。

○漆山光春議長 最初に、議第11号令和3年度河北町一般会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第11号令和3年度河北町一般会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第12号令和3年度河北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第12号令和3年度河北町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第13号令和3年度河北町西里財産区特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第13号令和3年度河北町西里財産区特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第14号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第14号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第15号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第15号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第16号令和3年度河北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第16号令和3年度河北町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第17号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の

議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第17号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第18号令和3年度河北町水道事業会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第18号令和3年度河北町水道事業会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第19号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長 おはようございます。

それでは、議第19号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、防災・危機管理体制の強化及び政策推進体制の強化を図るため、組織機構の変更を行うことから設定するものであります。

第1条は、河北町課制条例の改正であります。同条例中、第1条に定める課の設置について、政策推進課及び環境防災課を廃止し、企画財政課及びまちづくり推進課を新設するものであります。

同じく第2条に定める各課の分掌事務について、総務課に防災、危機管理等に関する事項を移行し、新設する企画財政課には予算、町有財産の管理等に関する事項を移行し、同

様に新設するまちづくり推進課については、地域振興に関する事項等を移行するものであります。

第2条は、河北町防災会議条例の一部を改正するものであり、第6条に定める同会議の庶務を処理する課について、総務課と改正するものであります。

第3条は、河北町水防協議会条例の一部を改正するものであり、第6条に定める同協議会の庶務を処理する課について、総務課と改正するものであります。

第4条は、河北町交通安全対策会議条例の一部を改正するものであり、第6条に定める同会議の庶務を処理する課について、総務課と改正するものであります。

第5条は、河北町振興審議会条例の一部を改正するものであり、第7条に定める同審議会の庶務を処理する課について、企画財政課と改正するものであります。

なお、この条例についてはその施行日を令和3年4月1日としているところであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第19号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第21号河北町一般職の

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長 議第21号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

特命に関する業務を統括する職員を配置し、組織横断的に対応すべき事務事業の推進体制を強化するため、条例の一部を改正するものであります。

条例中第6条に関し、別表第2等級別基準職務表を改正するものであり、6級に置く職に特命業務を冠する監を追加するものであります。

なお、この条例についてはその施行日を令和3年4月1日としているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第21号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第23号河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 議第23号河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今般の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

その内容は、主に感染症対策の強化、業務継続に向けた取組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用推進、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保持等に係る見直し、運営規程等に係る見直し、高齢者虐待防止の推進等が盛り込まれた改正内容となっております。また、各条例における条ずれや文言の整理を行ったものです。

改正の主なものを申し上げます。

第3条第3項及び第4項は、事業の一般原則に利用者の人権擁護や虐待防止の研修の実施や介護保険等関連情報の活用を規定するものです。

第10条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該事業所の他の職種に従事し、かつ同一敷地内の他の職務に従事することができることを規定するものであります。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業について、第27条は、運営規程に虐待防止に関する事項を追加し、第28条第3項及び第4項は、従業員に認知症介護の研修や就業環境が

害されることを防止するための方針の明確化の措置を規定し、第28条の2は、感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定の義務及びその研修や訓練などを規定し、第31条は、感染症が発生し又は蔓延しないように対策を検討するための委員会の開催や指針の整備、研修、訓練の定期的実施を規定するものであり、第37条の2は、虐待防止のため、その対策の検討をするための委員会の設置やその指針の整備、定期的な研修の実施を規定するものであります。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業について、第57条は、運営規程に虐待防止の措置に関する事項を明記することを規定するものであります。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業について、第71条は、従事者を安全対策が講じられ、利用者の安全が確保され認められるときは従業員を緩和することを規定し、第74条については、その共同生活居住を1以上3以下に規定し、第80条は、運営規程に虐待防止に関する事項を追加し、第81条において、従業員の認知症に係る研修の措置、就業環境が害されることの防止をするための方針の明確化などを規定するものであります。

なお、附則によりこの条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

また、第2項により虐待の防止に関する経過措置について、第3項により認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置について、第4項により業務継続計画の策定等に係る経過措置について、第5項により感染症の防止及び蔓延の防止のための措置に関する経過措置について、関係条文について、令和6年3月31日までの間、努力義務とするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第23号河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第24号河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に対する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 議第24号河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に対する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今般の改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令及び議第23号同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の主なものを申し上げます。

第4条は、基本方針に利用者の人権擁護、虐待防止の体制整備や情報活用を規定するも

のであります。

第6条第2項は、管理者としてやむを得ない場合は介護支援専門員を管理者とすることができることを規定するものであります。

第7条は、前6か月間において当該事業所で作成されたサービス計画のうち、同一事業者の割合を利用者に説明することを規定するものであります。

第13条の2は、感染症の予防及び蔓延の防止について、おおむね6か月に1回、委員会の開催や指針の整備、研修や訓練の実施を規定するものであります。

第16条の2は、虐待防止に関する措置を規定するものであります。

第27条の2は、書面による記録に代え、電磁的方法により記録、また相手方の承諾を得て承諾の交付等について電磁的方法によることを規定するものであります。

また、本則の附則第2項において、管理者に係る経過措置として、令和9年3月31日まで第6条第2項の規定に関わらず介護支援専門員を管理者とすることを規定するものであります。

また、この条例は令和3年4月1日から施行するものでありますが、第2項は虐待防止に係る経過措置について、第3項は感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置について、関係条文について令和6年3月31日まで努力義務とするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第24号河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に対する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第25号河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 議第25号河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今般の改正は、議第23号同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものを申し上げます。

指定介護予防支援事業について、第4条の基本方針では、利用者の人権擁護及び虐待の防止に必要な体制及び研修の実施及び必要な介護保険等関連情報の活用を定めたものであります。

第20条は、運営規程に虐待防止の措置に関する事項を定めたものであります。

第21条は、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の措置を規定するものであります。

第21条の2は、感染症や非常災害の発生に

備えた業務継続計画の策定や必要な研修、訓練、定期的な計画の変更を定め、規定するものであります。

第23条の2は、感染症の予防や蔓延の防止のため、おおむね6か月に1回の委員会の開催や指針の整備、さらには研修及び訓練を定期的実施することを規定するものであります。

第29条の2は、虐待防止のため、定期的な委員会の開催や指針の整備、研修の実施及び実施をするための担当者のことを規定するものであります。

さらに、ICTの活用として、第33条においてはサービス担当者会議のテレビ会議の利用や、第36条においては書類のやり取りや記録に対し、電磁的利用も可能とすることを規定するものであります。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項で虐待防止に係る経過措置として、第3項では業務継続計画の策定に係る経過措置として、第4項では感染の防止及び蔓延等の防止のための措置に係る経過措置として、関係条文について令和6年3月31日まで努力義務とすることを規定するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第25号河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第26号河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 議第26号河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今般の改正は、議第23号同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものを申し上げます。

第3条は、指定地域密着型サービス事業の一般原則として、人権擁護、虐待防止のための研修や介護保険関係情報の活用を規定するものであります。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業については、第31条では運営規程に虐待防止のための事項を規定し、第32条では従業員の就業環境の悪化防止の方針の明確化、第32条の2では業務継続計画の策定やその必要な研修訓練の実施、第33条では衛生管理等として感染防止としておおむね6か月に1回以上の対策委員会の開催、感染防止のための研修や訓練を、第40条の2では虐待防止のための委員会のテレビ電話装置での会議や指針の整備、定期的な研修を定めるものであります。

指定療養通所介護事業については、第59条の34で運営規程に虐待防止の措置を、第59条

の36では安全サービス提供管理委員会用テレビ電話装置の活用を規定するものであります。

指定小規模多機能型居宅介護事業について、第88条では指定居宅サービス等担当者会議用テレビ電話装置を活用することができることや、102条では町の介護保険事業計画の終期まで登録定員及び利用定員を超えて行うことができることを規定するものであります。

指定地域密着型介護老人福祉施設事業では、第151条においては、他の施設と連携を図り効果的な運営が期待される入所者の処遇に支障がないときは栄養士及び管理栄養士を置かないことができること、第157条においては、身体拘束等対策の委員会をテレビ電話装置等の活用ができること、第163条の3では計画的な栄養管理、第163条の3では口腔衛生の管理体制、第168条では運営規程に虐待防止の措置事項の追加、第171条では感染症対策のための委員会のテレビ電話等での使用、感染症の防止のための訓練などを規定するものであります。

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、第108条において、1日の入居定員を10人以下から原則おおむね10人以下とし、15人を超えないものとし、第187条では、認知法による研修の実施、従業員の就業環境の確保の方針の明確化を規定するものであります。

なお、附則においてこの条例は令和3年3月31日から施行するものであります。

また、第2項の虐待の防止に係る経過措置について、第3項の業務継続計画の策定等に係る経過措置について、第4項の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置について、第5項の認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置について、第6項の栄養管理に係る経過措置に

ついて、第7項の口腔衛生の管理に係る経過措置について、第8項の指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に係る経過措置についてにより、令和6年3月31日までの間、関係条文について努力義務とするところです。

また、第9項の事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置についてより、施行日から6か月を経過するまでの間、努力義務とするものであります。

さらに、第10項及び第11項のユニットの定員に係る経過措置についてにより、職員の配置は努力義務とし、この条例改正前に存する建物については、なお従前の例によるとしているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第26号河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第27号河北町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部上下水道課長」

○今部憲治上下水道課長 議第27号河北町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合等の特例について条例の一部を改正するものであります。

改正の内容について申し上げます。

附則第2項で延滞金の割合等の特例について定めておりますが、納期限後1か月以内の割合は延滞金特例基準割合に1%を加えた割合に、また納期限後1か月を過ぎた割合については延滞金特例基準割合に7.3%を加えた割合に改めるものであります。

また、新たに附則第3項を設け、加算した割合が0.1%未満である場合の割合の定めるものであります。

施行期日は、令和3年4月1日としております。

なお、経過措置としまして、施行日以前に対応する延滞金については従前の例によるとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第27号河北町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決

しました。

○漆山光春議長 次に、議第33号河北町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長兼新庁舎建設課主幹」

○須藤俊一都市整備課長兼新庁舎建設課主幹 議第33号河北町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

本議案は、県営更生堰土地改良事業に伴う行政界の変更により、町道サビ線について道路法の規定により認定及び廃止を行うものです。

認定するサビ線の起点は河北町大字溝延字前野2000番69地先とし、終点を河北町大字溝延字サビ4649番1地先とするもので、廃止するサビ線の起点は河北町大字溝延字前野2000番69地先とし、終点を河北町大字溝延字サビ4692番地先とするものです。

なお、詳細は別添附属資料にお示しのとおりです。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第33号河北町道路線の認定及び廃止については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第34号天童市道路線の廃止の承諾についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長兼新庁舎建設課主幹」

○須藤俊一都市整備課長兼新庁舎建設課主幹 議第34号天童市道路線の廃止の承諾についてご説明申し上げます。

本議案は、県営更生堰土地改良事業に伴う行政界の変更により、天童市道蔵増窪野目西廻り線について、天童市の区域を超えた河北町の区域を含めた市道路線廃止に伴い、道路法の規定により承諾が必要となるため提案するものです。

この市道路線廃止に伴う河北町の区域は、起点が河北町大字溝延字サビ4679番地先で、終点が河北町大字溝延字サビ4404番地先であります。

なお、本路線の詳細につきましては別添附属資料にお示しのとおりです。

以上、よろしく願い申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第34号天童市道路線の廃止の承諾については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 日程第2、請願付託案件の常任委員長報告、採決を行います。

総務産業常任委員会委員長、5番吉田芳美議員から報告を求めます。

「5番吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） それでは、総務産業常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、総務産業常任委員会に付託されました請願について、審査の経過と結果について報告を申し上げます。

去る3月3日、本会議散会后、議員控室において、委員全員と事務局から竹屋総括主任が出席し、説明員として矢作税務町民課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第1号消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

請願の趣旨は、一昨年の消費税増税以降、日本経済の低迷は著しく、新型コロナウイルス感染拡大がこれに追い打ちをかけている。地方では、産業倒産する中小事業者等も増え、雇用も失われている。消費税を引き下げることが、緊急対策として大きな効果が期待できるばかりでなく、新型コロナ収束後の景気回復策にもなり得る。住民の暮らし、地域経済、地方自治に深刻な打撃を与える消費税を5%以下へ引き下げることが強く求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。

委員会では、世界的には50か国以上が減税しており、日本でも中小事業者にとって消費税10%への増税に続き、新型コロナの感染拡大で二重の打撃を受けている。その救済方法として消費税減税は効果的であり、本請願の趣旨に賛成するという意見がある一方で、消費税制度そのものに賛成はしないが、日本経済がデフレ状態にある中、消費税減税を行えば、最終的に消費税を納税する側にある中小事業者の負担は大きくなる。また、生活者の負担もデフレ下では大きくなるため、減税すべきではないという意見、現在、社会保障の財源が必要な中で、消費者の購入という面では利点もあるだろうが、社会保障を充実させるべき現状では減税すべきではないなどの意見が出され、採択の結果、賛成少数で不採択

と決定いたしました。

以上、本委員会での審査の経過と結果について報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○漆山光春議長 請願第1号消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出を求める請願については、委員長報告では不採択であります。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(3番の通告あり)

それでは、「3番齋藤隆議員」

○3番(齋藤隆議員) 委員長報告では、賛成少数ということで不採択ということでありましたけれども、採決の詳細をお聞かせください。

○漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) 今、答弁したように、委員会の中で様々な議論が出されました。消費税、今、まだまだやはり余地があると。しかしながら、今、消費税アップした内容については、やはり社会保障といった内容の観点を見ると、今、この時期にやるものではないと思うと。また、継続してこういうふうな課題について取り組んではどうだろうかという意見がございました。

最終的に、意見を調整する上で、賛成1、そして継続1、そして議長除く残りの方が不採択という意見になったことを申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○漆山光春議長 「3番齋藤隆議員」

○3番(齋藤隆議員) そうすると、委員長を除く4名、賛成1、継続1で反対が2ということで、私は十分な審議を尽くすべきだったと。継続という委員がいるということは、まだまだ議論の余地があったのではないかと。はっきり賛否がつくまでやはり継続して審査すべきだったのかなと思います。

確かに5月には委員会の改選もありますが、この請願は漆山議長に対して出された請願で

あります。ですから、4年間の中で審議すると。もう選挙でいよいよ解散になるという場合は、今回のように必ず結論を出すべきなのですが、まだ時間があるし、委員会の構成が変わっても、やっぱりこの請願はもう受け付けているわけでありますから、十分に審査すべきだったということを申し上げて、終わります。

○漆山光春議長 以上で3番齋藤隆議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(4番の通告あり)

4番木村章一議員、賛成ですか、反対ですか。(「賛成」の声あり)

それでは、「4番木村章一議員」

○4番(木村章一議員) 請願第1号消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出を求める請願について、賛成討論を行います。

請願の趣旨にあるように、消費税の増税が一因で日本経済は低迷しております。消費税を減税することは、河北町おこし、そして日本経済の立て直しのための根幹の課題でもあります。

消費税は、一体何のための税金でありましょうか。政府は社会保障のためと繰り返してきました。しかし、消費税が導入されてからの32年間、年金は減らされ、サラリーマンの医療費窓口負担は3倍になり、介護保険は負担があって介護なし、社会保障は切下げの連続であります。また、政府は財政再建のためと繰り返してきました。しかし、この32年間、国と地方の借金は246兆円から4倍以上に膨れ上がっています。政府の言い分は、どちらもうそだったのであります。

2020年までの32年間を見ると、消費税収は424兆円ですが、同時期に法人3税の税収は306兆円減り、所得税、住民税の税収も280兆

円減りました。大企業と富裕層への減税が繰り返されたのに加えて、消費税増税がもたらした経済の低迷が税収を減らした結果であります。結局、弱者から吸い上げ大企業と富裕層を潤す、これこそが消費税の正体であるということは32年間の現実ですっかり明らかになっているのであります。

消費税は、日本経済に何をもたらしたでありますでしょうか。OECD（経済協力開発機構）のデータで、1997年から2017年までの20年間の世界の先進国のGDP（国内総生産）の推移を見ますと、驚くべき結果が浮き彫りになります。

この20年間でアメリカはGDPが2.3倍になりました。イギリスは1.7倍、フランスは1.8倍、ドイツは1.7倍、欧米の多くの国々はGDPが2倍前後に伸びています。

ところが、日本は20年間でGDPは1.02倍、僅か2%、20年間全く伸びていないという状況です。OECDの36か国で断トツ最下位が日本なのであります。20年という単位で見えた場合、日本は世界でも異常な経済成長ができない国になってしまっているのであります。この原因はどこにあるのでしょうか。

度重なる消費税増税が原因の1つであることは明らかだと言えます。1997年の5%への増税は、バブル崩壊から立ち直りつつあった景気回復の芽を摘み、日本経済の長期にわたる消費不況の引き金を引きました。2014年の8%への増税は、今日に及ぶ消費不況の原因となりました。度重なる消費税増税が日本経済を世界でも異常な長期低迷に落ち込ませた原因の1つであります。

32年間の消費税の現実立って、税金は負担能力に応じて応能負担の原則に基づいて、税制の民主的立て直しを行うことこそ求められております。

新型コロナの影響がダブルパンチとなって、

中小企業やフリーランスは事業の継続が困難になっています。極度に景気が悪化する中で、廃業、倒産に追い込まれる業者が続出しております。今、対策の手を打たなければ、さらなる廃業、倒産を招き、地域の雇用が失われていきます。

緊急対策として、直接の給付金などとともに景気低迷の原因ともなっている消費税の税率引下げが大きな効果を発揮すると思われる。世界では、既に多くの国が引下げを打ち出しています。新型コロナ危機の下、世界の50の国、地域が消費税減税に踏み切っています。

消費税減税は、コロナで生活困窮している人、営業に苦しむ中小規模事業者にとって最も効果的な支援策になります。消費税減税を国が決断することにより、新型コロナの収束後の生活必需品などの消費税負担を軽減して、国民の購買力を高める景気策ともなります。

住民の暮らし、地域経済、地方自治に深刻な打撃を与える消費税の5%以下への引下げを強く求め、国への意見書提出を求める請願を採択すべきであります。

以上、消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出を求める請願の採択に賛成の討論といたします。

○漆山光春議長 以上で討論を終結します。

採決します。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。したがって、本請願について採決します。

本請願を採択するに賛成の議員の起立を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前9時56分

再 開 午前9時56分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

それでは、採決します。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。したがって、本請願について採決します。

本請願を採択するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

賛成少数であります。

よって、請願第1号消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出を求める請願については、不採択と決定しました。

次に、厚生文教常任委員会委員長、1番丹野貞子議員から報告を求めます。

「1番丹野貞子議員」

○1番(丹野貞子議員) 請願第2号安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現を求めることについての請願について申し上げます。

去る3月3日、本会議散会后、委員会室において、佐藤委員を除く委員と事務局から齋藤議事係長が出席し、説明員として石山教育主幹兼指導主事と大泉学校教育課長補佐兼管理係長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願の趣旨は、新型コロナウイルス感染症防止対策で学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要だが、40人学級の教室では子供たちの身体的距離が取れず、密集状態となっている。

もともと、学校は子供一人一人とじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級でなく少人数学級実現の要望が強く出されている。

全国知事会、全国市長会、全国町村会の連名での要望をはじめ、多くの要望や署名が行われており、30人以下学級の早期実現は国民の切実な願いになっている。

国においても、経済財政運営と改革の基本

方針2020において、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について検討することや、中央教育審議会では、指導体制や必要な施設、設備の計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申が行われている。

しかし、2021年度政府予算案によると、小学校のみ5年計画で35人学級を実現するという不十分な内容にとどまっており、義務教育の全学年で30人以下の少人数学級編制を実現するよう強く求めるものである。

委員会では、河北町では少子化の影響で既に少人数学級になっているクラスもあり、30人以下の少人数学級編制が可能となっても影響は限定的であるが、全国的な影響を考慮すべきであることや、子供一人一人を大切にす教育の推進には少人数学級が望ましいなどの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択と決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○漆山光春議長 請願第2号安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現を求めることについての請願については、委員長報告では採択であります。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本請願を委員長報告のとおり採択と決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、請願第2号安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現を求めることについての請願については、採択と決定しました。

○漆山光春議長 日程第3、議員の派遣についてを議題とします。

採決します。

お手元に配付のとおり、議員を派遣するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

○漆山光春議長 日程第4、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求が提出されています。これを許可したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については許可することに決定しました。

ここで、議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時16分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま10時30分まで休憩します。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時27分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第5、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可についてを議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

追加議事日程第1号に入ります。

○漆山光春議長 日程第1、議案の上程を行います。

議第36号 令和2年度河北町一般会計第16回補正予算について

議員発議第1号 河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員発議第2号 河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について

議員発議第3号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早

急に30人学級実現を求める意見書の提出について

以上4議案を一括上程します。

○漆山光春議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日、追加でご提案を申し上げております議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第36号令和2年度河北町一般会計第16回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症応策として、PCR検査受診に関わる助成、農林振興に係る補助事業及びふるさとづくり寄附金の増収に伴う費用を計上するものであり、歳入歳出それぞれ1億2,482万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億5,388万円とするものであります。

それでは、歳出から順を追って申し上げます。

4款衛生費の健康増進事業費では、新型コロナウイルス感染症対策として、県立河北病院にPCR自主検査センターが設置され、3月23日から検査を開始することに伴い、町内在住及び在勤の方等に検査費用を助成するため、追加するものであります。

6款農林水産業費の農業振興費では、産地パワーアップ事業費について今年度に採択されたことから増額するものであります。

7款商工費の商業振興費では、ふるさとづくり寄附金について増収が見込まれ、募集サイトへの手数料が不足するため増額するものであります。

以上が、歳出の概要であります。

次に、歳入について申し上げます。

15款国庫支出金では、新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金の額の確定に伴い、合わせ減額するものであります。

16款県支出金では、産地パワーアップ事業費補助金を増額するものであります。

18款寄附金では、ふるさとづくり寄附金について決算見込みにより増額するものであります。

19款繰入金では、ふるさと応援基金繰入金を増額し、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

第2表繰越明許費補正につきましては、産地パワーアップ事業費補助金について令和3年度に繰り越すものであります。

第3表債務負担行為補正につきましては、新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業について令和3年度も引き続き実施するため、債務負担行為を追加するものであります。

以上が、令和2年度河北町一般会計第16回補正予算の概要であります。

本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 次に、「槇議会運営委員会委員長」

○槇正義議会運営委員会委員長 初めに、議員発議第1号河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、河北町課制条例の改正に伴い、令和3年4月1日から企画財政課及びまちづくり推進課の設置になるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容について申し上げます。

第2条の改正は、企画財政課を総務産業常任委員会所管に、まちづくり推進課を厚生文教常任委員会所管とするものであります。

なお、附則で施行月日を令和3年4月1日

とするものであります。

次に、議員発議第2号河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議会の活性化及び円滑な議会運営を図るため、河北町議会会議規則の一部を改正するものであります。

改正内容について申し上げます。

第99条は、これまで写真機及び録音機については議場への持込みを制限しておりましたが、今般、タブレット端末機の持込みを可とするものに伴うものであります。

第121条は、議会の会議録については、これまで印刷製本したものを議員及び関係者に配付しておりましたが、会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供も含むこととするものであります。

なお、附則で施行月日を令和3年4月1日とするものであります。

以上、よろしく願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○漆山光春議長 次に、「丹野厚生文教常任委員会委員長」

○丹野貞子丹野厚生文教常任委員会委員長 提案理由の説明を行います。

議員発議第3号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、内閣総理大臣、財務大臣及び文部科学大臣に意見書を提出するものです。その内容につきましては、お手元に配付してあります意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書

コロナ禍の中で、子供も学校も多くの不安

と心配を抱えている。新型コロナウイルス感染防止対策で学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要だが、40人学級の教室では子供たちの身体的距離が取れず、密集状態となっている。これを避けるためには、少人数学級にする必要がある。

もともと学校は子供一人一人とじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級でなく少人数学級実現の要望が強く出されている。

全国知事会、全国市長会、全国町村会は、連名で少人数編成を可能とする教員の確保を政府に要望している。

教育再生実行会議では、委員から、できれば20人程度、少なくとも30人未満の少人数学級の早期実現を目標とすべきとの資料が提出されている。

自民党教育再生実行本部においても、1クラス30人以下の少人数学級の実現に向け、政府に対し、義務教育標準法の改正を求める決議を採択し、文部科学大臣に要請している。

30人学級の早期実現、その後、速やかに20人程度の学級への移行を求め、研究者有志の署名は全国で22万筆を数え、山形県においても1万筆を超えている。30人以下学級の早期実現は、国民の切実な願いになっている。

一方、国においても、昨年7月17日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020において、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について検討することが盛り込まれた。

また、1月26日に行われた中央教育審議会では、コロナウイルス感染拡大を踏まえ、少人数学級編成を可能とするなど、指導体制や必要な施設、設備の計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申を行った。

しかし、2021年度政府予算案によると、小

学校のみ5年計画で35人学級を実現するという不十分な内容にとどまり、文教関係予算はマイナスとなっている。

子供一人一人を大切にする教育の推進、そして新しい生活様式に対応すべく、義務教育の全学年で30人以下の少人数学級編制を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月15日

河北町議会議長漆山光春

内閣総理大臣菅義偉殿

財務大臣麻生太郎殿

文部科学大臣萩生田光一殿

以上、よろしくお願ひ申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○漆山光春議長 最初に、議第36号令和2年度河北町一般会計第16回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(1番、4番の通告あり)

それでは、「1番丹野貞子議員」

○1番(丹野貞子議員) 1点お願ひします。

12ページの4款1項5目なんですけれども、健康増進事業で新型コロナウイルス感染症の検査費用助成事業費の補助金ですが、この内

容をよろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 これにつきましては、全員協議会の中でも説明させていただいたところですが、改めて説明させていただきたいと思っております。

3月23日から、県立河北病院においていわゆる山形県PCR自主検査センターが開設されるということでございます。これに合わせて、できるだけ町民の方々も不安を抱えていらっしゃるかなということで、そういった検査を受けられるような体勢を取っていきたいということで助成をしたいということでございます。

1回につき、県のほうでは5,000円ということでございますが、その半分2,500円を助成したいというようには考えております。年度内に2回までというように限定させていただくところでございます。

対象者につきましては、県の対象と同じように濃厚接触者に該当しない無症状の町内の居住者ということにはなるわけですが、町内の事業所に勤務している者、あるいは里帰り出産等により町内の実家に帰省している者など、そういった町内居住者に準ずる者も含むということで、県の対象者の該当になる方は町のほうもなるというような感じで考えているところでございます。

以上です。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○1番(丹野貞子議員) そうしますと、県で対象になった方は1回5,000円なんだけれども、その町関係者に対して2分の1というのは、その町関係者というのは、例えば、里帰り出産とかというと、住所がなくても町から産まれた人ということで2分の1になるのか、学生さんとか東京のほう、県外に合格しても住所は移さないで行ったり来たりしているかも

しれないんですけれども、そこら辺も大丈夫という、何かきっと町民の方は迷うと思うんです。5,000円はいいんですけれども、その2分の1を町で補助するというのは、その対象のどこら辺なのかなというのが気になるんですけれども。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 県の対象者ということで、県のほうにも一応問合せはさせていただいているところがございますけれども、ちょっとぼやとした曖昧なところもあるようでございまして、町内居住者に準ずる者ということにつきましては、やはり町内に住所を有していなくても、学生さんとか、あるいは里帰り出産で帰ってきた人、そういった方々も対象とさせていただくということのようですので、そういった方について、県のほうで対象になられた町民の関係の方であれば、それは対象にしていきたいとは考えているところです。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○1番(丹野貞子議員) しつこいようですけれども、例えば、自分の子供が向こうで結婚をして夫婦で帰宅するとか家族で帰ってくるかという、それも関係者となるのでしょうか。子供だけが関係者になるのか、配偶者と子供も関係者になるんですか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 今、堀米課長からご説明申し上げましたが、県のほうに準ずる、県内在住者に準ずる者、里帰り出産は入るということは明記になってはいますが、まだ、今、丹野議員がおっしゃったような、例えば、冠婚葬祭あるいは親戚などの家族の者、全部入るのでしょうかと、それとも本人だけなんだろうかということだと思っておりますけれども、そこがまだ県のほうでは今詰めているということです。

予約が18日から始まるので、そう時間たつことなく決まるんだとは思いますが、要は、先ほど堀米課長が言ったように、例えば、河北町で、里帰り出産は間違いなく入るでしょうけれども、それに準ずる者として、今おっしゃったような方が、河北町関係者でそういう方がいた場合、いずれにしても県のほうで、まず本人だけが山形県民あるいは準ずる者とするのか、旦那さんも、あるいはお子さんも帰省するとき、一緒に県内在住関係者と見るかどうかというのが、県のほうで予約取るわけですから、その解釈の下で、河北病院のほうに予約が私取れましたという方は、あ、県のほうでは認めた方だなと。したがって、後で町のほうでそれは県民に準じた者として認められた方で河北町関係者なんだから河北町出所を見るということで現段階では考えております。

そこに何か齟齬があって、どうしても説明できないようなちょっと県の考え方と町の考え方で整合性ができないような場合は、また別途運用は考えていく必要はあるかなとは思いますが、そのために一応要件的には、その他町長が認める者というようなことは念のため設けさせていただきたいと考えております。

○漆山光春議長 以上で、1番丹野貞子議員の質疑を終わります。

次に、「4番木村章一議員」

○4番(木村章一議員) 私も12ページ、4款1項5目の新型コロナウイルス感染症検査費用の助成事業費補助金です。

山形県が全国に先駆けて公的な病院で自主検査センターを設けると、すばらしい事業だと思います。特に、このタイミングで3月21日までで緊急事態宣言が解除になると。そうすると、首都圏などから町内に移動されてくる、仕事とかなんかでも来られる方が結構増

えてくるという中で、こちらでは歓迎はしていないけれども結局来られたと、それで対応したというときに、心配が残ったりしたときに、熱もあれもないけれども心配だという方々なども、こういった自主検査を受けられるところがあると非常に有効に働くのではないかなと思います。

それでお聞きしたいのは、令和2年度は何人分を見ているのか、それから債務負担行為で新年度分も見えてありますが、そこは何人分見えてあるのか。前もお聞きしましたが、2年度も3年度も2回ずつは最大2,500円で検査を受けられるというふうになるということなのかどうか、お聞きしておきたい。以上、お聞きします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 今年度、県のほうでは23日から実施するという、今年度では1週間ちょっとぐらいの予定でございますが、一応50人を想定させていただいております。1日検査が30人までというふうに県のほうでは完全予約でやっていくというような感じのようでございますので、そういったことをちょっと勘案させていただいております。

令和3年度につきまして、債務負担でございますが、600人を想定させていただいております。これにつきまして、町長からもありましたけれども、河北病院のほうで対象になる方について、いわゆる償還払いとさせていただきますので、検査を受けた後、町のほうに申請していただくというふうな形になろうかと思っております。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○4番（木村章一議員） 念のためといいますか、ちょっと手続といいますか、分かっている範囲内での電話で予約するという流れです。その県の負担の5,000円はそこで払うのかどうかとか把握していれば、河北町の場合は

5,000円を払って、後で申請すると戻していただけるということなんでしょうか。その辺のところ、ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 流れといいますか、申請の手続等でございますけれども、うちのほうでは、河北病院さんとちょっと協議させていただいたところでございます。町内の関係者、あるいは年2回までといった関係もございまして、委託の中で実施できるかどうか検討したところですが、そこまでの管理はちょっと河北病院さんでお願いすることはちょっと無理だということでしたので、全て償還払いとさせていただくという形にしております。

一旦、河北病院に電話で予約していただいて、その後、検査を受診していただいて、その後の領収書等の添付において町のほうに申請していただく。町のほうとしては、一応年2回までというような形になりますので、そういった管理をさせていただくということになるかと思っております。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○4番（木村章一議員） 分かりました。終わります。

○漆山光春議長 以上で、4番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第36号令和2年度河北町一般会

計第16回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議員発議第1号河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第1号河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議員発議第2号河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第2号河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議員発議第3号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第3号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

3月3日から本日まで長期間にわたりましてご審議賜り、全ての議案についてご可決賜りました。心からお礼を申し上げます。

また、漆山議長をはじめ、楨議会運営委員長、東海林予算審査特別委員長におかれましては、長期間にわたり運営に当たられたご労苦に対し、深く感謝を申し上げます。

諸案件の審議過程におきましては、貴重なご意見、ご提案をいただきました。事業を推進するに当たり、町政に反映できるご意見等は早急に取り組んでまいり所存であります。

さて、県内で初めて新型コロナウイルス感染症の確認例が報告されてから、間もなく1年を迎えるところであります。首都圏の一部は緊急事態宣言下の状況が続く、予断を許さない日々が続いております。

町といたしましては、ワクチン接種の開始に向けて準備を進めているところでございますが、町民の皆様には、油断されることなく

新しい生活様式の下、感染拡大の防止に引き続きご理解とご協力を賜りたいと考えております。

また、昨年7月の豪雨災害につきましては、復旧・復興に向け、検証に基づく課題解決と併せて、引き続き歩みを止めることなく取り組んでまいります。

令和3年度は、町の将来像を「輝く人・町夢と未来へ挑戦するまち」とした第8次総合計画のスタートの年であります。施政方針の中で申し上げましたとおり、健全な財政運営に十分意を用いながら、山積する課題に果敢に立ち向かってまいりますので、議員の皆様には、旧に倍するご指導とご支援のほどを切にお願いするものであります。

以上をもちまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和3年3月河北町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変お疲れさまでした。

午前10時58分 閉 会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和3年3月

河北町議会議長 漆 山 光 春

河北町議会署名議員 東海林 信 弘

河北町議会署名議員 細 矢 誓 子

